脆弱性評価の指針(素案)について

資料2-3-1

国土強靱化

- ○国土強靱化基本計画の見直しの案の作成に当たり実施する脆弱性評価(※1)の基本的事項(※2)を定めるもの。
- ※1 脆弱性評価:「起きてはならない最悪の事態」の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策を分析・整理するもの
- ※2 脆弱性評価の基本的事項:評価の方法/想定するリスク/目標、起きてはならない最悪の事態/施策分野/脆弱性評価を行う上での視点/評価の手順等 国土強靱化推進本部にて決定(国土強靱化基本法第17条第1項および同条第8項)

1. 趣旨

・国土強靱化基本計画は、<u>国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変</u> <u>化</u>や、<u>国土強靱化の施策の推進状況等を考慮</u>し、おおむね5年ごとに 計画内容の見直しを行うことと定めており、今般、見直しを行う。

2. 基本的事項

- ①現行基本計画における、国土強靱化の理念や、基本的な方針を踏ま えて脆弱性評価を実施
- ②大規模自然災害をリスクとして想定
- ③「起きてはならない最悪の事態」の見直し

現計画策定以降の社会情勢の変化や地域計画におけるリスク想 定等を勘案し、「起きてはならない最悪の事態」について、次のような 追加・見直し

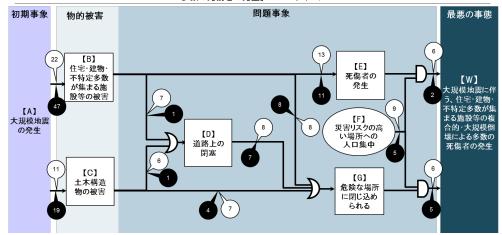
- <mark>電力供給ネットワーク</mark>(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
- 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
- 大規模な自然災害と感染症との同時発生
- ④施策分野の見直し
- ○個別施策分野は従来と同じ12分野を設定。
- ○横断的分野は見直しの結果、以下の6分野を設定。
 - 1.リスクコミュニケーション、2.人材育成、3.官民連携
 - 4. 老朽化対策、5. 研究開発、6. デジタル活用(追加)

3. 評価の実施項目

- ·35の「起きてはならない最悪の事態(プログラム)」を想定した 上で、18の施策の分野について評価を行う。
- ・「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こり うるのかについて論理的に分析したフローチャートを作成し、リ スクシナリオの「見える化」を行う。
- · <u>今後どのような**施策を導入すべきか**</u>、また**どのような重要業 績指標(KPI)で進捗管理すべきか**について分析・整理し、現 状の国土・社会経済システムの脆弱性と施策の脆弱性を総 合的に分析・評価する。
- ・令和5年4月中を目途に評価を実施する。

フローチャート(イメージ)

「(1-1)大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による 多数の死傷者の発生」のフローチャート



35の起きてはならない最悪の事態



○「事前に備えるべき目標」の数は現行の8に対し6へ、「起きてはならない最悪の事態」の数は現行の45に対し35へ 見直し。35の「起きてはならない最悪の事態」は下表のとおり。

事前に備えるべき目標(カテゴリー)

起きてはならない最悪の事態

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。

- 1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
- 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
- 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- 1-4 (ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する 脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
- L-5 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
- 1-6 火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死傷者の発生
- 1-7 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確 実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。

- 2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
- 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
- 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
- 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
- 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
- 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

3. 必要不可欠な行政機能を確保する。

- 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
- 3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
- 3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標(カテゴリー)

起きてはならない最悪の事態

4. 経済活動を機能不全に陥らせない

- 4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
- 4-2 世・流出 ロンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡 も・流出
- 4-3 海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大 な影響
- 4-4 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
- 4-5 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
- 4-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
- 4-7 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

- テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラ障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用 5-1 する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる 事態
- 5-2 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
- 5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
- 5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
- 太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

- 6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
- 6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
- 6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
- 6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
- 6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティーの崩壊等による有形・無形の文化の 衰退・損失
- 6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響